

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和7年9月17日（水曜日）

総務経済委員会

日時 令和7年9月17日（水曜日） 午後1時30分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案審査

第90号議案

「質疑・討論・採決」

第91号議案

「質疑・討論・採決」

第92号議案

「質疑・討論・採決」

第122号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長 竹下修平

副委員長 小林秀徳

委員 齊藤竜也

佐宗龍俊 小野田直美 村田康助

山口洋一

鈴木達雄 滝川健司

議長 長田共永

欠席委員（なし）

傍聴者（なし）

説明員

総務部、企画部、建設部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 議事調査課長 松井哲也 書記 山本弘美

書記 松井康浩

開 会 午後 1 時30分

○竹下修平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会します。

これより、12日の本会議において、本委員会に付託されました第90号議案から第92号議案まで及び第122号議案の4議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第90号議案 新都市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 ビラの値段が若干変わっただけかな、これ、ポスターと。ビラって何枚でしたっけ、市長と市議。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 市長が1万6千枚で、市議が4千枚だったかなと。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ポスターのほうが、値段、単価が若干40円ぐらい上がってるのかな、45円ぐらい上がって、掲示板の数に乗じて得た金額に31万6,250円。掲示板の数は変わってないでしょうか、何か所でしょうか。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 予算計上上、207か所で上げております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、207掛ける586円88銭、プラス31万6,250円ってトータル幾らになります。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 ポスターの部分ですね、すみません。市長の分と、あと市議の分がありまして、両方で27万9,450円。ポスターですよ、増額分ということですよ。

○竹下修平委員長 増額分ではなくて、総額を聞きたいということですよ。

○長坂茂英行政課長 総額ですか。

○竹下修平委員長 1人当たり今まで60万円だったのが70万円になったよとかそういう話で。

○長坂茂英行政課長 すみません。今の計算式でいきますと、31万6,250円足す586円88銭掛けるポスター掲示場207か所ということで、それをポスター掲示場の数207で割り返すわけですけど、その単価に対して箇所数掛けたりするということがありますので、ちょっとこれでいくと、1枚当たり2,115円ということになります。

○竹下修平委員長 そのほかいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 発言なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第90号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第91号議案 新都市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 この場合でいう新都市の職員とは、正規職員というのか、どういう職員、要するにいろんな職種の職員がいると思いま

すし、非常勤特別職とかいろいろありますけど、どの範疇の市職員でしょうか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 こちらは、一般職の職員で、常勤と非常勤どちらも適用になります。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 一般職で、常勤、非常勤も対象になるって、非常勤ということは、会計年度とか臨時職員とか、何種類あるか知らんけど、その辺がちょっとはつきり分からなかったんで、その範囲、市職員の範疇にはそういったパート的な職員も含まれるのかということを確認したかったんですけど、お願いします。

それから、特別職は入らない、要するに市長や副市長や教育長、それから議員も入らない、対象外ということによろしいのか確認します。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 先ほどお答えしました一般職の非常勤ですけども、会計年度任用職員ですとか、あと任期付短時間勤務職員、それから、あと再任用職員等が該当してまいります。

一般職の適用でございますので、特別職の市長、副市長、教育長、それから議員ですとか、あとその他の非常勤の特別職多く見えるんですけども、そういった方も該当はしないということになります。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ここで聞くことかよく分からんけど、例えば、国会議員でも何か産休取ったり育休取ってますけど、今後そういった特別職でもこれに該当するような立場になるような人が当選してきた場合にも該当しないという解釈なのか、それは別枠なのか。

要するに、もっと若い人が当選ってきて、出産育児あるいは親の介護は、親の介護はこれから誰でも可能性あるし、自分自身が介護

される立場になる可能性のある人もおるかもしれないけど、それを置いといて、そういう可能性がゼロじゃないと思うんですけど、そういうときは配慮してないということによろしいですか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 配慮しないということではないんですけども、特別職の場合、規定がぱっと思いつくものはないんですけども、取れないということはないと思います。全国の自治体の首長さん方でも取られておる方お見えですので、取れないという制度ではないと認識しております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第91号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第92号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例及び新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第92号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第122号議案 訴えの提起を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ土木のほうからもあるわけですが、まず最初に、土地売買契約を締結しております令和5年6月26日ではありますが、この起案日、決裁日について確認をさせていただきます。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 すみません。資料を持ち合わせておりません。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 至急準備をしてください。

そこで、契約ができました。第4条等辺りに、土地と物件補償という2つの契約が結ばれております。その中で、前払い金が幾らよ、幾らよということで、今回の多分74万5,035円を払ってしまったという理解で、まずよろしいんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 そうです、土地売買契約と物件補償契約合わせた額の約7割ということで74万5,035円を支払っております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そこで、書類がなくても多分質疑を想定されるという理解をして見えていと思いますので、お伺いします。

売買契約を締結するときに、登記簿謄本、これは確認をしてるんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 確認はしております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そこに、抵当権が打たれるということなんですが、その確認はされたのか、それともその後に前払い金を払った時点は聞きませんでしたけど、前払い金を払った後に抵当権が付されたのか、前払い金を払う以前に抵当権が設定されていたのか、その点は。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 前払い金を払う前に抵当権は設定されております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ということは、令和5年6月26日に締結をした時点では、抵当権が設定されているということを確認はされてみえたということなんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 確認しております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 本来、売買契約をされるには抹消しなくてはいけないと思うんです。それは、なぜその手続をしなかったんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 抹消の手続につきましては、市から11月7日付で金融機関に一部抹消の承諾書の依頼をしております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 11月7日ということは、令和5年6月26日に締結をしました。既に、抵当権が打たれていることは確認をしております。その後、11月7日に金融機関に対して抹消の承認依頼をしたというのはこれおかしくないんですか。

本来は、売買契約をする以前に、何年何月

幾日、抵当権設定、どここの土地、担当部局とか普通抵当なのか、根抵当なのかちょっと確認しませんが、それによって極度額は設定をされているというのが登記簿謄本なんですよね、御存じのように。

だけど、そこにそういったものが付加されているものについては、契約解除するともなっていますよね、これ、契約書、違うんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 契約は解除するんですけれど、こちらにつきましては契約後、市が金融機関に依頼して、その後、一部用地買収に係る土地のみ解除してもらおうということで、全体を解除するものではないものから、契約後その部分、今回でいきますと16.54平米の部分だけ解除してもらうために金融機関に契約後、出しております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 12番の5のうち16.54平米について契約をされた。それと、16.54平米は公図上で、現地測量、求積をして、この部分ですよということでやったとしますよ。

その場合に、金融機関は既にこれを含めた極度額を超えているからできませんと言わなかったんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 そちらについては、ちょっと日付がはっきりしませんが、抵当権を解除できないということで、この11月7日に依頼後、回答があったそうです。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 回答があったそうですということは誰も確認してないわけですか、所管の上席は。これ、懲戒処分した8月9日の日付を見ると、職責としては副課長さんだとなってますので、こういった重要な案件であれば、当然、課長であり、部長であり、執行権者である市長にまで報告は行って、この件については、実は抵当権が打たれておるんです

が、一部抹消したところできなかつたので、当該契約については解除してもよろしいかというのを本来は出すんじゃないんですか。

それによって、この一部のところが、へびが卵を飲んだような形にポコリンとなってしまふということは、現実に一畝田でもあった例があります。そういった状態で、この狭隘道路の整備はそこだけは手をつけることができなかつたということであればいいわけなんだけど。

ちなみに、まず、土地代金の金額の中の前払い金、これはいつ払ったんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 12月8日に支払いを行っております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、支払請求書を起こして、恐らく決裁を取って、会計課が支払って、指定する金融機関に振込をするというルールだと思うんですが、銀行さんから抵当権の抹消はできませんよと言われておりました。にもかかわらず、当該金額の7割近いものを前払いとして払った。どういう内部のことなんでしょう。

それを懲戒処分を見ると、何と適切な書類がそろっていなかったということで対処してるんですが、その点は一体どうなってるんですか、これ。

これ、土地もそうなんですけど、もう一方の、売買契約もじゃなくて、物件移転補償契約書というのもありますよね。これも、この場合は東末旨の工作物一式、立竹林一式ということではありますが、当然これらも幾日までには前払いを打つけれども、移転登記をしてください。その工作物を外してください、そこからなくしてくださいということだと思ってるんですが、どうしてこういうことになるのですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 こちらにつきまし

ては、確かに支払いはしております。その後につきまして、こちらの事業を優先する形で粘り強くというんですか、本人さんと交渉をしながら進めてきておりました。その中で、ちょっと金融機関さんのほうにもちょっと出かけておるんですけど、そちらのほうの話やなんかも最終的につかなかったものですから、撤去もできなかつたですし、抵当権の解除もできなかつたという形になっております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 抵当権の解除ができないということは分かりました、11月17日に出して、その後の金融機関の回答で。

それで、12月には前払い金を払いました。早く動いてちょうだいよ、動けません、どうなのよという期間は約1年近くあったんですよ。交渉経過というのが資料としていただいております。何と困った、困ったと言いながらも、顧問弁護士に相談したのが明けて令和6年10月11日なんですよ。言え、1年近く放置していたということにならないのか。

そういうずさんなことで本当にいいのかなということなんです。それでお金をくれないからということで、訴訟を打ったってこれ絶対負けますよ、こんな。やってることやってないんだから。多分、うちの市長はプロフィール見ると宅建の免許持ってますよね。持ってる市長がこんな取引をして、印鑑押すのもおかしいんですけど、それはちょっと別にしてますが。

なぜ、令和6年10月まで、顧問弁護士さんに相談をしなかったの、もっと早くできたわけでしょう。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 先ほどからお話してますように、契約工期を延ばしながら履行をしてもらうことを優先しておりました。そちらのほうは、8月31日まで工期を延長して交渉しておりましたが、ちょっと実際動きが

なかつたというところで、そちらと、あとこちらのほかにも、親族の方へのお話とかもさせていただいておった中ではありますが、そちらも話がまとまらなかつたものですから、最終的に契約解除に向けて、昨年12月頃から動き出したところでもあります。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、契約解除という方向で進んでいる。だけど、そうはいかない。まだ解除はされてないんですよ、契約がまだ生きてるんですよ、これ生きてるって、実際には引渡しの変更、変更を打って、最終引渡しが令和6年8月31日でありますのであれなんです、1年前の話になるんですけど、契約はそのまま、お金は74万円余はそのまま返ってくる可能性はない。本人に面談、面談と言うと、多分この人は居留守か、いても対応しないというタイプの方だと思いますので、絶対会わない。弁護士もついに手を挙げたと、こういう経過なんですよ、簡単に言うと。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 委員、言われるようになかなか会ってもらえなかつたというのもあります、数度は会って、話もしておりますし、電話連絡等にも対応しております。

それで、契約に関しましては、かなり遅くにはなっておりますけど、今年の6月に最終の催告と契約解除通知を送付しまして、7月15日期限で契約解除をしております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今年の7月15日に契約解除したということですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 そのとおりです。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 契約を解除しましたので、さきにお支払いした前払い金総額74万5,035円はもうこのまま回収不能だという考えに立って、8月5日付で、実際は1日なん

ですが、8月1日付で関係した職員の懲戒処分を打ったということによろしいんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 7月15日付で契約解除となっております。

それで、その後、前払い金等についての請求もしておりますし、こちらの訴訟の結果とか、訴訟を起こしてみないと何ともうちのほうの勝訴とか、そちらのほうに行くかどうかは分かりませんが、市としては前払い金を返還していただくようなことを考えて、今回の訴えの提起を起こしたという形であります。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 該当する契約者の方は破産宣告をされた。されてみえるのか、されて、もう裁判所が認めているのか。どうですか、そこら辺。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 破産につきましては、この議会が始まってから、9月4日付で破産の申立てを裁判所に起こしております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 9月4日に破産の申請をされた。これは当該の方に、このままお支払いをいただかない場合は、それぞれ公的ところで裁いていただきますよということを申し上げたから破産宣告を申請し、それを打っていただいて、もう私は何もできませんよという流れになったのか、その点はどうなんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 破産については、昨年12月にも、一度その弁護士さんから、破産の債権調査というのが来ました。ただ、それでうちも契約を解除せずに待っておったんですけど、今年の6月に入りまして、その破産申立ての手續の委任を受けてる弁護士が辞任をしたということで、うちのほうは契

約解除に向けて進んでいったということになります。

その後、うちの契約解除、前払い金の請求等をして、その後また再度、破産の申立てをしたという形になっております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ということは、契約の相手方は、ある程度そういうことにたけていたのかどうかは知りませんが、そういうことで前払い金をもらうことを基本に置いていたのかということなんです。

そこで、今度は競売が開始されてますよね。競売するということは、管財人から債権者である新城市に対しては通知はなかったんですか、〇〇××さんがこういうわけで競売にということで行いますと。それで、新城市さんには、この方に対して、この方の債務はありませんかというのは来てないんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 競売に関して、直接、市に話はありませんでした。

ただ、先ほど言いましたように12月に破産の申立ての委任を受けた弁護士さんからは、債権調査は来ております。

以上です。

○竹下修平委員長 小林副委員長、どうぞ。

○小林秀徳副委員長 抵当権打ってない、一部解除証書もらってないということだから、新城市としては、差押え債権で競売する前に押さえておくということができると思います。その辺って何か話ありましたか。

お金、74万円余払ってるので、差押えの債権の書類はあるでしょう。売買やった相手方にお金が行ったという書類があれば、債券差押えをすれば、競売したときに外してくれて向こうの銀行は言ってくると思うので、そのときに74万円余払ってくれないとこちらは差押えの債権を外せませんよという手も打てると思うんだけど、そういった話はなかったですか。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 市のほうは、特に差押え等はしておりませんで、そちらについては、弁護士と12月に相談したときには、契約をそのままにして、そちらの破産管財人さんが契約の履行をするかどうかということを選択するような形で話がまとまりまして、そのように様子を見てたというか静観していた状況であります。

○竹下修平委員長 小林副委員長。

○小林秀徳副委員長 そしたら、契約は解除したらまずいよね。何も押さえるものがなくなっちゃって、ほかのお金だけ相手方に行ったことになっちゃうんじゃないの。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 12月のときは、そのような状況でしたけれど、破産の申立ての弁護士から辞任通知が来たということで、市も動くという形を取りまして、契約解除に向かっていったところであります。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 小林副委員長。

○小林秀徳副委員長 74万円が返ってきた時点で契約を解除するのはいいんだけど、返ってくる前に契約を解除したって、お金だけ相手方に行ってますよという状態をつくるというのはあんまりよろしくないような気がするんですが。そのときに、その契約をもって、本来は差押え債権を打っていかないと、一部の土地に及ばなくなってしまって、何もなくなってしまうような気がするんだけど、その辺はどうでしたか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 法務と顧問弁護士に相談に行って、こういう形を取ったわけがあります。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 小林副委員長。

○小林秀徳副委員長 それで、本来は破産す

ると破産者債権が出てくるので競売にかかると思うじゃんね。競売にかかったときに、差押え債権があると買うほうも買わない、差押え債権を幾らで差押えは引いてくれるのということになって、その土地が売買されると思うんですけど、何か手を打ってないというのが、今、山口委員も言われるように、一番まずいんではないですかね。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 手続上の今の抵当権云々等あれですけども、大体流れは分かったんですけど。

抵当権が打ってあることを確認して、抹消依頼してできないということの回答があったと。その回答というのが、この経緯にないんですが、抵当権の解除に係る書類を提出したのが令和5年11月7日、その後、解除できませんという記述がどこにもないんだけど、その解除できないという回答は口頭で来たのか、文書で来たのか、文書も残ってないのか、あってもなくてもこの経緯になぜ載せないのか、確認します。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 当時の担当に聞きますと、電話連絡であったということで、ちょっと日付等がはっきりしなかったということで載せてありません。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、そもそもそれが間違ってるでしょう。そういう回答を受けたら、口頭ではなく文書で提出してくださいというのが当たり前でしょう。役所って書類でやってるんだから、口頭で日付覚えてませんで、後からそんなこと言ったって通用するわけないじゃん。

だったら、ちゃんと大垣共立銀行に、それでは今の回答を正式に文書でいただけませんかとやれば、全部書類残るんですよ。それをまずやってない。

それで、この抵当権がある物件に対する手順というのはどうなってますか、市役所の中で。今回が初めてのケースなんですか。抵当権が設定してある土地の売買、物件補償に関する手順書というのはあるんですか、ないんですか。

今回、こういう事例は初めてなのかもしれませんが、今まで抵当権のある物件だって扱ってるはずでしょう。それをどういうふうに扱ってきた、たまたま運よく問題が起きなかったのか今回、起きただけなのか、その辺確認します。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 手順書というか、ちょっと用地開発課でマニュアル的なものがつくってありました。それで、抵当権の解除についても何件かはあったわけではありますが、今までは一部解除の承諾書の申請をしますと大体返ってきておったというところで、担当も、今回も解除できるという思い込みもあって進んでいってしまったということであります。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 解除できると思い込みがあって進めていってしまったって、とんでもない回答してますよ、あなた。今までは、こういうケースなかったらうまくいったからよかったかもしれんけど、解除できませんって相手から来た文書すらないにもかかわらず、要するに事務を進めたわけでしょう。そこに対して、担当者だけの責任なのか、こういう案件に対して決裁したのは、今回は課長決裁と言ったかな、課長は、これ抵当権あるけど解除できたのかと、一言確認すれば済むことが、それすら上席はやってないんですよ。それをやったのか確認します。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 その時点でしてないということですね。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 してなくても支払ってしまったと。さあ、誰に責任が及ぶでしょう、処分したのは1名だけでしたけども、1名だけでいいんですか。人事どうですか。今回は懲罰委員会だか処分委員会だか、どういう形でやられて、処分対象者はどこまでだったのか、やったんですか。ちゃんと経緯を調べたんですか。どこに責任があるのか、上席がちゃんと確認すれば防げたミスではないんですか、そこら辺までやったんですか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 今回、懲戒審査委員会にかけるに当たって本人に聞き取りしたんですけども、今回の案件は、用地開発課で持っております、いわゆるこれをしっかりと確認しておれば防げた案件であると認識しております。

今回の副課長級、懲戒処分かけましたけども、管理監督責任として、当時の上司も指導上の措置を取っております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 マニュアルをちゃんとやれば防げたという言葉がありましたけど、まあ、あっても防げなければマニュアルの意味がないという。手順書もあっても守らなければ意味がないと一緒に、今の新城市の置かれてる現状が、多くの財務会計上のミスであったり、不手際だったりが多発する原因がそこにあるということだと、やっぱり職員が自覚しないと、また繰り返されると思います。

これ、やってしまったことなんだろうが、ないと思うけど、取りあえず訴えると。74万5,035円を返してくれ。大垣共立銀行も競売手続にしてしまって、競売してしまったのかな。競売の中から返してくれるだけの、債権調査だったかな何だったっけ、債権調査の文書の対応について、大垣共立銀行にほかに債権がないか確認してるんだけど、これに対して新城市はこれだけの債権があるということは言ってるんですか。

要するに、競売した物件の中から債権、有権者順位で取ってって、結局返ってこないかもしれないけどそこの中には新城市のこの債権も載ってるのか載ってないのかどうなってるんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 大垣共立銀行は特に関係ないということになりますので、大垣共立銀行には特に金額等は言っておりませんが、破産の申立てを行った弁護士には、市の債権があるということでちゃんと回答しております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、その弁護士だってもう辞めたって逃げてしまったんでしょ、何言ってるの、そんなんじゃやってる意味ないじゃん。何言ってもしょうがないけど。

最後に、これ訴える意味あるの、返してくれって。もう金ないんでしょ、相手。自己破産したらもう終わりでしょう。訴えるということは、それなりに費用かかりますよね。今回これ、顧問弁護士って顧問料の中で済む案件なのか、この金額に対してまた弁護士費用が発生するんですよ、案件ごとに。それ持ち出しですよ、返ってくればいいけど。

だったら、もう訴え辞めてほかっていうのが金かからないんじゃないの。また余計に金かけて、訴えて勝ったとして、返ってこないで、それどうするの、どうなるの、だから訴える意味があるのかどうか確認します。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 こちらのほうは、破産手続に入ったということも顧問弁護士に話をしておりますので、今回、破産手続の状況を見ながら訴状提出等をしていくかどうかというのは検討していきます。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 検討していくって、これ議決案件で議会が議決したら、そのまま訴訟を

しないと、しなかったら議会の議決何だっけになってしまうよ。何言ってるのかよく意味分からなけれど、そのために議会に議決を求めているはずでしょ。議会が、それじゃ議決した、訴訟します、いややっただけだけど返ってくる見込みもないので訴えを取り下げます。はい、終わりというシナリオですか。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今のちょっと現状を申し上げますと、先ほどから言われるとおおり、競売にかかった土地というのは、既に売れたということになります。

今、言われるようなところは懸念をしております。ちょっと繰り返しになりますけど、債権調査をやって弁護士さんのところにうちにはこんだけあるよというのを言ったんだけど、その後で解除されているというところがあるんですね。

それで、また再度相手さんがお金融通つくて、また弁護士さん雇って、今、破産手続開始の手続に今、入っているという状況です、状況としては。

ということですので、これで今、裁判所に9月4日付で申立てをされたということですので、その後の流れ、いわゆる一般的な話でいきますと、その破産手続が免責、免責といって、要は、言い方悪いですけど、帳消しというか、免責手続まで行くのに、3か月から、早くて3か月それか1年ぐらいを要すると一般的に言われるんですけども、たださっき言ったみたいに、大分前からそういった債権調査かけてますので、この案件はもしかしたら、結構早く進んでいく可能性はあるかなと思っております。

それで、可能性としては2つあると思ってまして、裁判所が認めるのか認めないのか、そこで変わってくると思います。もし認められてしまいますと、そこに破産管財人が新たにつきます。

そこで、この方に対する債権の調査が改め

てまたやられるということで、当然うちもそういったところを出してくわけなんですけど、そうなりますと、どんだけの債権がこの方にたまっておるのかいう中で、割合的にこの74万円というのがどの程度のものかということになりますので、満額は取れないだろうなというのは推測はできます。果たして、どれだけ手元に戻ってくるのかという部分については、ちょっとやってみないと分からないというところは正直あることになります。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 この経過にない現状を報告してもらった。もう競売が済んでしまって、大垣共立銀行は債権をある程度回収してしまって、どの程度回収したのか、全額、大垣共立銀行へ行ってしまったのか。一部が当事者に行ってるのかも把握できてないんでしょうね。相手、金あるのかないのかはやっぱり分からんわけだ。

それで、また弁護士雇って破産手続をした。でも、新城市が契約解除通知をしてしまった。何もなくなってしまったから、取りあえず訴えをしとかんと、何もあと手だてがなくなるから訴えておこう。そういうレベル。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 結果的に、そういうふうになってしまっているというところはあるかと思います。

急に展開が変わってきたというのは、正直あるなと思ってまして、そういうことがないように、用地開発課のほうでも顧問弁護士と、どういった対策が適切なのかというのをまめに打合せをさせてもらって今に至るんですけど、たまたま相手さんに弁護士が付いた時期とか、競売の時期、それから、うちが議決を受ける時期というのがどうも一緒ぐらいのタイミングになってしまったというのが正直なところなんです。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 さっき訴える意味あるのと聞いてしまったけど、訴える意味はあるということでもよろしいんですね。訴えないほうが経費かからんで済むのかなと思ったけど、かかっても訴えておく意味はあるのかなということと、多少でも返ってくる可能性があるのかないのか、未知数ですけど、相手に資産があれば資産割合というか、債権割合によって配当がある可能性があるかもしれないというレベルの訴えということでは理解してよろしいですか。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 こうなってしまったから、そのまま手をこまねいて取られてしまったよねというのは、市としてはできませんので、何らかの手だてを組んで、少しでも回収できるような努力が必要であるというところから、訴えの提起ということになっております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけど、こういう事例が二度と、再発防止に気をつけますって何かあるとすぐ言うけど、徹底的にやり方を見直して、マニュアルでいいのか手順書でいいか分からんけど、マニュアルあってもやらなかったと言ってたもんで、意味あるのってということになりますので、ちょっと1回、全庁的にそういうところをしっかりとやらないと、また違う案件で違う形のやつが出てくる可能性がありますので、今回の例に限らず、ちょっとその辺の内部統制をしっかりとしたいと思っています。

総務部長いかがですか。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 毎回、議会のたびに苦しい言葉を言われますので、職員の気持ちの問題だと思います。物は整っておってもできないというのは、やっぱり気持ちだと思います。

すので、しっかりその辺一丸となってできるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちなみに、訴訟打って、弁護士費用、着手金等含めて想定どのぐらいを見て、なかなか決着がつかない、長坂課長おっしゃったように、1年も1年半もかかると延々となりますが、それで、少しぐらい戻ってくるだろうという希望的観測なんですけど、74万円もらうのに76万円使ったじゃん、と思いますので、その点は今、概略分かればいいんですけど、実際に、餅より高くつくというような可能性も、対象物が多分74万円幾らに思うので、それに対して着手金が必要で、成功報酬等も要ると思うので、それを含めると100万円超えたなんてことにならないように。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 着手金といたしましては、今度の補正予算にもちょっと上げさせてもらってるんですけども、着手金として6万5千円。成功報酬になりますけど、こちらは13万900円です。

以上です。

[不規則発言あり]

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 令和7年6月30日に本人に電話したがというところで、今後、再度、弁護士に破産手続を依頼する予定であるということ、先ほど9月4日に破産手続の申立てをするというような回答をいただきましたが、破産手続をするということは、既に自分の資産は何もないという認識で普通おるんですけど、あえてその辺の本人の資産残高というかそういうものは確認しておるんですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 12月にも、破産申

立てを行おうとした弁護士から、債権調査は来ております。

ただ、その情報というのは市では把握することができませんが、おおむね債権が、その当時来たときには3,400万円あるということで、債権調査の文書で来ております。

以上です。

○竹下修平委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 基本的に、土地建物を既に競売にかけて、それは大垣共立銀行のほうでもう処理が済んでるということですので、それだけ資産があれば、別にそこ競売にかかる必要性は全くないと思うし、先ほども言いましたように、6月30日の段階で破産手続をする予定があるだとか、9月4日になったら申立てをするということは、その3,400万円の資産があるというものは没収されると思いますか、弁護士が差し押さえているなどこの負債を清算して対応するというのが通常の流れだと思うんですが、本当に3,400万円というものがあるということを確認して、弁護士を立てるなら価値があると思うんですけど、ちょっとその辺が全く。

[不規則発言あり]

○竹下修平委員長 発言は手を挙げてお願いします。

村田康助委員。

○村田康助委員 先ほど言いました3,400万円というのはどういうふうな形で処理されたんですか、大垣共立銀行が競売にかけてペイになったということですか。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 3,400万円というのは負債額であります、総額。その当時は弁護士さんも多分、本人さんからの聞き取りでおおむね3,400万円ということで、債権調査をしたかと思います。

抵当権につきましては、3,190万円の抵当権がついておりまして、確か平成20年頃からでしたんで、十何年の支払いは済んでおると

というような状況であります。ただ、ちょっと残額等については、市では把握ができませんので分からない。

○竹下修平委員長 小林秀徳副委員長。

○小林秀徳副委員長 売買に対する評価額って分かった。例えば、借金3,400万円になつるとすると、持つとる土地建物を売るときに金額、それを評価額と言うじゃん。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 すみません。競売のときの資料ですと、売却基準額が983万円出ております。

○竹下修平委員長 小林秀徳副委員長。

○小林秀徳副委員長 そうでしょ、それだもんで、破産したんでしょ。

○竹下修平委員長 安形用地開発課長。

○安形暢洋用地開発課長 債権が超過しておるといふことで、弁護士からは破産手続に入りたいといふことで、こちらへきております。

〔不規則発言あり〕

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第122号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務経済委員会を閉会します。

閉 会 午後2時30分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務経済委員会委員長 竹下修平